平成２６年（フ）第１５８号
愛知県江南市飛高町本町97番地　ファミーユ飛高202号
債務者　林　由美子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１０７号
香川県高松市東植田町3121番地20
債務者　長谷川美津子（旧姓十河）
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２１号
香川県木田郡三木町大字田中5116番地９
債務者　亀山　節子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３４号
長崎県長崎市江戸町７番６号
債務者　岩本　知子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷39番地２　井手アパート右
債務者　平道　正美
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０号
鹿児島県枕崎市金山町472番地
債務者　山下　　茂
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第５８号
北海道苫小牧市見山町１丁目３番15号　落合アパートＡ－１
債務者　岡本　美保（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第７５号
北海道苫小牧市大成町１丁目11番１―710号
債務者　佐藤　　晋
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３０２号
仙台市青葉区台原５丁目11番16号
債務者　鈴木小百合（旧姓星）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３１６号
仙台市太白区大野田３丁目12番60号　グランシャリオ202
債務者　山上　和彦
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３４９号
仙台市太白区西中田７丁目６番28号　ロフティ西中田Ⅲ―105
債務者　齋藤　丈浩
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３５０号
仙台市若林区六丁の目中町７番73―605号
債務者　阿部　美香（旧姓村井）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
福島県いわき市小名浜岡小名字立石56番地の８
債務者　堀川　久美
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第７５号
茨城県土浦市東真鍋町８番９―101号　ロイヤルパサージュ
債務者　田村　政義
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第４９号
長野県上田市住吉1194番地２　エスポワールブリエＢ101号
債務者　吉田　真衣
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２３１号
岐阜県羽島郡笠松町北及504番地
債務者　内田久美子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４９２号
名古屋市千種区千種１丁目10番４号　フューチャーハウス15―201号
債務者　西尾　美保（旧姓米津）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部